

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3205号及び第3206号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 まつむら まさお 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3205号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3206号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「⑤令和5年1月23日付 個人情報本人開示請求（令和4年10月18日付けに請求した個人情報本人開示請求について、市民情報課、総務局人事課、教育委員会職員課、東部学校教育事務所教育総務課が保有する事前協議に関する資料全て）に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て⑥令和5年2月20日付 個人情報本人開示請求に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て 上記のうち、市民局市民情報課に係る文書」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3205号】

- (2) 「生活保護法第29条の規定に基づく年金調査について（令和3年度 神生支第3157号）の日本年金機構中央年金センターからの回答」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3206号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3205	令和5年3月16日	令和5年3月28日	令和5年4月14日	令和5年5月10日	個人	市長
3206	令和5年3月1日	令和5年3月31日	令和5年4月26日	令和5年5月26日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3205	「⑤令和5年1月23日付 個人情報本人開示請求（令和4年10月18日付けに請求した	非開示 不存在 （本件保有個人情報は、作成又は取得しておら	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	個人情報本人開示請求について、市民情報課、総務局人事課、教育委員会職員課、東部学校教育事務所教育総務課が保有する事前協議に関する資料全て) に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て⑥令和5年2月20日付 個人情報本人開示請求に対する開示決定について、公印申請に関する資料全て 上記のうち、市民局市民情報課に係る文書」(以下「本件保有個人情報」という。)	ず、保有していないため)	
3206	「生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査について(令和3年度 特定番号)の日本年金機構中央年金センターからの回答」(以下「本件保有個人情報」という。)	一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第22条第4号イに該当 (法人等の所在地、電話番号、担当部署及び担当者名については、通例として公にしないことを条件に任意に提供されたものであり、それらを開示した場合、法人等が情報の提供や報告を行わなくなる等、保護の実施に重大な影響を及ぼすおそれがあるため) 旧条例第22条第7号に該当 (「回答についての問合せ先」の住所、電話番号、担当部署及び担当者名(以下「非開示部分」という。))は、限られた官公署等との連絡に使用されており、非公開とする前提でのものであることから、公表することで日本年金機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、非公表であることを前提として提供された情報が開示されると、実施機関においても、日本年金機構との信頼関係が損なわれ、生活保護の適正実施のために必要な情報が得られなくなるなど、保護の決定や実施に支障を及ぼすおそれがあるため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3205	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

答申 番号	判断の要旨
3205	《本件保有個人情報について》 審査請求人は、開示請求書別紙1に「*④～⑥については、例えば誰（所属、職員名）が、いつ、公印申請をして、誰（所属、職員名）が公印承認をしたかがわかる文書管理システムのコピーなど」と記載している。 そのため、本件保有個人情報は、同④ないし⑥の開示決定についての公印申請及び承認に関して、文書管理システムを含めて誰が公印申請及び公印承認をしたかが分かる保有個人情報の開示を求めていると解される。 《本件保有個人情報の不存在について》 ア 実施機関の説明本件保有個人情報の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。 (ア) 本件保有個人情報に係る公印申請及び公印承認については、横浜市で行政文書の起案等に用いる文書管理システムを用いて行った。当該システムでは、操作者の氏名が画面上部に表示されるものの、公印申請も公印承認も、操作を終えて作業が完了すると、申請画面や承認画面を再度表示することはできない。 (イ) また、作業の過程において画面を保存しておく必要はないことから、申請画面や承認画面を印刷することや、画面のスクリーンショットを取得することは行っていない。 (ウ) 仮に、起案文書を印刷した場合には、起案用紙の公印承認欄に承認した公印の数は表示されるが、公印承認の申請者や承認者の氏名は表示されないため、当該申請者や承認者が記載された起案文書は存在しない。 (エ) 公印申請簿及び公印承認簿 公印を押印する過程は、文書管理システム上で完結してしまうため、個別に「公印申請簿」及び「公印承認簿」といった文書を作成しない限り、公印の使用の申請者・承認者の氏名が記載された文書及び記録は作成されない。 本件の申請者側である市民情報課では、公印申請に当たり上記のような文書及び記録は作成しておらず、公印承認者側の総務課においても、そのような文書及び記録は作成していない。 (オ) 公印承認に関わる台帳等 そのほか、市民局内において個別に公印承認に関わる台帳等を整備している事実もなく、存在しない。 (カ) したがって、本件保有個人情報は取得し、作成していないので、保有していない。 イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
3206	《答申に当たっての適用条例について》 ※答申第 3205 号と同旨のため省略します。 《生活保護法第 29 条の規定に基づく年金調査に係る事務について》 実施機関では、生活保護の要否の判定及び保護費の決定を適正に行うため、要保護者の年金受給権についての調査を実施し、また申請手続を行うまでの指導援助を行い、生活保護受給者の自立を促進し、調査の結果受給可能となった年金は、生活保護費の決定に正しく反映させている。 《本件保有個人情報について》 本件保有個人情報は、実施機関による生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査に対する日本年金機構中央年金センターからの回答である。 以下、非開示部分の非開示事由該当性につき検討する。 《非開示部分のうち、住所、電話番号及び担当部署の旧条例第22条第 7 号柱書該当性》 年金業務については、一般市民の関心が高く、日々多くの一般市民からの問合せがあり、年金業務に関する各問合せ窓口も整備されている。

答申 番号	判断の要旨
3206	実施機関の説明によれば、住所、電話番号及び担当部署は、一般的な問合わせに対応している所管の年金事務所の連絡先とは異なり、限られた官公署等との連絡に使用されている。 このことからすれば、開示により、一般市民からの問合わせの架電、来訪及び書類送付等がなされると、日本年金機構が人員や労力を割くことを余儀なくされる等して、本件のような地方公共団体からの照会に対する回答等を含む事務又は事業の遂行が遅延する蓋然性がある。 したがって、「支障」の程度は実質的なものであり、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が認められ、本号柱書に該当する。 《非開示部分のうち、担当者名の旧条例第22条第3号該当性》 担当者名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、日本年金機構の職員は公務員ではないものの一定の職位以上の職員の氏名を公表しているところ、担当者名に係る職員はこれに当たらないものと認められるから本号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。 《非開示部分の旧条例第22条第4号イ該当性》 上記のとおり、非開示部分は、旧条例第22条第7号柱書及び同条第3号に該当し、非開示処分を維持することになるから、同条第4号イ該当性については検討するまでもない。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公

務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(第5号及び第6号省略)

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(アからオまで省略)

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 (第1項省略)

- 2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)附 則

(経過措置)

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881